

第6期 第6回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

名称	第6期 第6回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録
開催日時	令和4年9月8日（木） 午後5時30分～午後7時30分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検討部会委員】王生部会長、田中委員、佐渡委員、木村委員、須藤委員、牛田委員 6人出席 【市】政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	○自治基本条例検証作業について 第27条～第31条 ①第27条 ②第28条 ③第29条 ④第30条、第31条 ○全体の振り返り（前文、第1条、第3～6条、第8～9条）
資料	○検証シート ○資料1 阪南市総合計画策定主要経過 ○資料1-1 阪南市総合計画概要版 ○資料2 台風第21号に係る本市の取組みと被害状況 ○資料3 災害時の防災協定一覧 ○資料3-1 阪南市総合防災マップ ○資料4 交通安全教育の状況 ○資料5 交通事故の発生状況 ○資料6 新型コロナウイルス感染症の感染者数及び対応状況 ○資料7 他の機関との連携（事務局調べ） ○資料8 自治基本条例推進委員会開催状況 ○資料9 阪南市自治基本条例推進委員会条例 ○参考資料 検証作業に必要な資料一覧
会議	あいさつ 部会長 こんにちは。本日は第27条から第31条ということで、一通りの条文の検証を終える予定です。それで終わりではなく次第の4にもありますが、全体の振り返りをしておきたいと思います。各条文の検証に入る際に、検証の対象にしなかった条文があります。その内容を確認するというのも今日取り組む重要な点になっております。この2つを議論していきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。まず、次第の3、自治基本条例の検証作業について説明をお願いします。 【前回議事録を行った条文について確認】 事務局 前回（7月22日）議論を行った条文について、検証シートに基づき説明。 （前回議事録を行った条文について確認、各委員からの意見、質疑・応答） 部会長 ありがとうございます。前回、私達が議論した結果をまとめた内容について説明いただきました。何が気になる点、修正した方が良い点等ありましたらご指摘をお願いします。 各委員 意見なし 部会長 私のチェック不足かもしれませんが第25条意見、要望等への応答の検証部会での意見の一番下「市民の声提言制度の活用に関わらず、市民の声を聞いてもらえる姿勢は大事」とあるのですが、これはどういう文脈だったのでしょうか。声を聞いてもらえるということが大事ということでしょうか。市がそのような姿勢を持っていることが大事ということでしょうか。 事務局 市が市民の声を聞く姿勢を持つことが大事という意味合いです。 部会長 聞く姿勢ぐらいの表現でいいのではないのでしょうか。もらえるという表現は削除しましょう。「市民の声を聞く姿勢をしっかりと持っておくことが大事です」ということですね。他に何かお気づきの点はありますか。もし、後で気づいたこと等がありましたらお伝えください。それでは、第27条の説明をお願いします。 【①第27条について】 事務局 第27条について、検証シート、資料1、1-1に基づき説明。 （総合計画 ①第27条について、各委員からの意見、質疑・応答） 部会長 ありがとうございます。これで第27条に関連する取り組みについて説明がありました。基本構想、基本計画そして評価ということで、その実施状況も含め何か疑問点など、どんなことでも構いませんので、ご指摘ご意見いただければと思います。 委員 資料1-1の16ページの表を見て、7のONE ACTIONの部分は何も書かれていないのですが、なぜ無いのでしょうか。

事務局	施設の維持管理を主に取り組んでいる施策のため、管理に関し一歩先を行く、これだけでは達成したいという目標を組み立てるのが非常に難しかったということもあり、ここは空白になっているというのが策定時の経過です。
部会長	水関係は、雨がすぐ降るようになってきていること等を考えると、とても市民の関心が高い分野ではないかと思ったりもします。そのため余計にこのONE ACTIONが目立ったりします。安全な水辺空間の形成ってそういうことですね。
事務局	めざす姿として「河川や海岸、港などの水辺空間を良好に整備や維持管理をされたまちで、市民が安全安心に暮らしている」という施策になっています。ONE ACTIONはないのですが、その中で取り組む成果指標としては、「ため池や海岸等の水辺空間については改修、浚渫（しゅんせつ）等により安全性の確保に取り組む」「市民や団体により水辺空間の清掃などの活動を支援する」などを掲げております。ONE ACTION一歩先を進むような取り組みとして掲げていく取組が策定当時では設定することが難しかった施策でしたので、未設定という形でさせていただいています。
委員	今説明のあった内容ならばONE ACTIONも書けるのではないかと思います。
委員	資料1-1の20ページですが、これはイメージ的に桃の木台から畑石山、雲山峰へ行って山中溪に行くコースかなと思いました。そのコースは実際歩けるコースになっているため、地名があるとイメージしやすいと思います。知らない人だったらこれはどこだろうと疑問に思うのではと私は感じます。次に作られる時は、その点について少し配慮してもらえたらありがたいなと思います。
部会長	ありがとうございます。出来るだけわかりやすくというのは大事なところですね。計画や評価について何かご意見、ご質問ありませんか。
委員	資料1-1の20ページに農地ゾーンとありますが、ここはいわゆる市街化調整区域ですという意味ですか。それとも、別の意味ですか。
事務局	このゾーンは、現状農地がたくさんあるエリアを指しており、特に市街化区域や市街化調整区域ということではありません。
委員	もう1点、この第二阪和国道の両サイドに産業誘致ゾーンですが、いわゆる阪南市が所有の問題も含めて主体となって誘致できるという部分ですか。
事務局	ここは、市の土地ではないところも含めて産業環境に配慮された産業誘致ゾーンという形で示しています。ここにたくさん企業等を誘致していきたいという形でこういう図を作成しております。
部会長	わかる範囲で教えていただきたいのですが、昨年度に実施した事業や施策の評価について、まとめておられると思いますが、評価をした結果、見直した事業等何か具体的なものがあれば教えていただけますか。第3項に「評価に基づき必要に応じて事業を見直さなければならない」と規定されているので、それがきちんと出来ているかを検証しようと思うと、評価の結果、事業で何か変えたところがあればどのようなところがあるのか。大きな話でも小さな話でも良いです。
事務局	事業項目の見直しまでには至らないかもしれませんが、例えばICTへの課題についてご意見をいただき、それを担当課へ伝えたと、スマートフォンの講座の実施やマイナポイントの支援等に繋がっています。
部会長	とてもわかりやすい例だと思います。特に生涯学習関係の講座等では、コロナの影響で開催が出来ない、参加できないという話があり、そのまま放っておいて良いのかという議論が多くされています。それを受けて、対面と同じようには出来ないが、ICTを上手く使うことで、このような状況下でも学ぶ機会というのを提供できるようなことを検討していいですね。ありがとうございます。これは1つの例だと思うのですが、やはり評価をして必要に応じて事業を見直すだとか、しっかりPDCAサイクルを回すことはこれからも続けていただきたいなと思います。その他、何か確認することはありますか。
委員	福祉部局でも評価はしておられますね。社協と市役所でABCDで評価をして、市役所は出来ていると思っていても社協は出来ていない評価になっているという異なる部分もありますが。
部会長	関わっている人たちが評価をしっかりと行って、齟齬があるにしても現状を理解して見直しをしていくということは大事だと思います。では次に、第28条、危機管理について説明をお願いします。
【②第28条について】	
事務局	第28条について、資料2、3、4、5、6に基づき説明。 (危機管理について ②第28条 各委員からの意見、質疑・応答)
部会長	ありがとうございました。前回、検証の結果、新しく追加した条文ということでもあるので、今回初めて検証するにあたって資料をしっかりと準備していただき説明もしっかりといただきました。危機管理ということで災害はすぐ思い浮かぶかなと思うのですが、災害に限らず、交通事故等や今、大変な状況になっている新型コロナウイルス感染症の状況についても説明をいただいたところです。この内容について、何かご質問やご指摘はありませんでしょうか。

委員	資料6のコロナワクチン接種状況なのですが、何日現在の情報が分かれば良いのと思ったのですが。例えば7月末とか、8月末とか。
事務局	資料6においては8月末時点の接種状況を示しています。 新規の感染者数や累計の人数、ワクチンの接種状況は随時更新を行っています。 今最新の情報がホームページに掲載されており、9月5日までの状況で言いますと、4回目接種の接種率が33.5%となっています。
委員	2018年に発生した台風21号は凄かった。災害が無い方がいいけれども、それが起こった時にどうするかということをはじめ、少し基本的なものがあれば動きやすいかなと思います。避難所の中に、市役所や交流館とかサラダホールが無いのはなぜでしょうか。
事務局	資料3-1の4ページをご覧くださいますと避難所のリストがあります。先ほど意見にありました防災コミュニティセンターは、右側の下から3つ目に掲載しております。 市役所は11ページ、12ページの風水害編に地図があります。ここでは食料備蓄拠点という形で位置付けをしています。また、地域交流館はボランティア拠点という形の位置付けを行っており、避難所としては指定していません。これは、施設ごとにそれぞれ役割を持っているということを意味しています。
委員	市の方での備蓄物資はあるのですか。
事務局	毛布、タオル、水、食料等ある程度確保はしていますが、全市民の分が確保されているわけではありません。 しかし、一定数の量はまもる館の備蓄倉庫に保管しています。また、備蓄物資の保管もまもる館の他に、学校や市役所などに分散させています。1カ所に集中していた際に、そこが被害にあると全て使えなくなってしまうため、リスクを減らすために散らして分散させています。
部会長	ちなみに資料3-1はどのぐらいの期間で作直しているのですか。
事務局	前回は2016年ですので見直しは6年振りとなります。作り直した2022年版を全戸配布しておりますので、各家庭に1冊はあるのではないかと思います。
部会長	他市の事例で、内水氾濫に関してハザードマップに記載してないところが結構あるという情報を見ました。 災害の状況や雨の降り方も昔と比べて変わりましたので、お金はかかるかもしれないですけど、出来るだけバージョンアップしていくことが重要かなと思います。 あと、市民の活動の状況で何かご説明いただけることはありますか。
事務局	市民側としての部分ですが、地域の皆様が避難所として住民センター等の近くで一時的に避難する場所があります。そういうところに避難した時、誰がどの役割をするのか、避難所開設までに非常に手間をとったりすることがあるのではとお考えになっている自治会がたくさんあります。 災害が起こった時にすぐに市役所が来てくれるのかわからない。もしかすると自分達で避難所を開設しなくてはいけないかもしれないということも自分達で考えられ、避難所の開設における初動マニュアルを作られて、自分達の地域の中で共有し防災意識を高められている自治会もあります。 また、自分達の地域だけ特化したハザードマップを持たれている地域もあります。地域に詳しいのは、そこに住んでいる自分たちだと考え、実際に歩いて危険箇所を把握した上でマップを作られたり、防災意識が年々変わってきています。 自主防災組織の結成率も徐々に高くなってきており、現在約70%です。
部会長	今言ってくださった事と関係するのですが、そのような活動をしたいというふうに市民が考えた時にどこに行けば相談にのってもらえますか。
事務局	ハザードマップや防災関係の相談、助言については危機管理課が承っておりますので、相談いただければ、一緒に考えたりさせていただきます。
部会長	ありがとうございます。他にいかがですか。
委員	危機管理に関わるか少しわからないのですが、下校時の道路状況等や交通量とその危険性、道路のスペースとか安全性といったところも考えておられれば、教えていただきたいです。
部会長	学校や地区で通学路のハザードマップを作ったりしている市町もあると思うのですが、阪南市は無いのでしょうか。
委員	子どもが小学生の時に、私はPTAでそのようなものを作ったことがありました。実際に歩いて確認して、歩道が途中で切れていて車道を歩かなくてはならないからここが危ないよという地図を作りました。その後どうなったかは分からないのですが。
事務局	阪南市通学路交通安全プログラムがあり、通学路点検は令和3年度に更新を行っています。また地域の方との合同点検なども実施しています。また、交通安全プログラムに基づいて、交通安全対策事業をやっていくこととなりますので、関係機関で集まって対策を取っていくことになります。 その為、通学路で危ないところがありましたら、学校に声掛けをしていただくと、そこからプログラムに入っていく、優先順位を決めて取組をやっていくというような流れとなっています。
部会長	よりシステマチックにしっかりと意見を吸い上げていただけるような仕組みになっているという事ですね。ありがとうございます。

委員	最近、車を運転していると思うのは、自転車は左側通行なのに右側通行する人がいるということです。これは子どもだけではなく大人も含めてです。そういうところを警察も含めてしっかりしなければいけないと思います。道路事情をきっちり直すなんていうことは徐々にしか出来ないのでから。 先ほどの類似団体のところと比べると阪南市は事故が少ないので少し安心しているのですが、やはりそういう部分について少し気をつけないといけないですね。大きな課題なのかなという気がします。
部会長	啓発ももちろん大事ですけど、市民一人ひとりがしっかりと理解して守るようにすることが大事なことでしょ。
委員	岬町はロードバイクなどの自転車専用道路の形でわかりやすいように位置付けをしていると聞いたのですが、何か道路を変えようといった小さな取り組みであっても大きな取り組みでもいいので、何か自然にそういう流れに持っていくみたいな事を出来るといいのですが。特に泉州地域というのは自転車が何か周回したりとかそういうルートになっていたりとかするじゃないですか。山中溪とか、峠が有名だったりするので。そういったところも必要なのかなと。
事務局	バイクレーンについては、徐々に大阪府と協議しながら取り組んでいくことになると思います。万博を契機にバイクレーン等については、全体的なネットワークの中で考えていくところになります。阪南市は少し整備が遅れている部分もあるかもしれませんが、いずれは大きな幹線はやってみたいと思います。
部会長	そういうハードの部分と、私達がルールを守るというソフトの部分と、上手に組み合わせていけないといけないですね。ありがとうございました。 いかがでしょう。28条の危機管理については、よろしいですかね。
委員	資料3-1に掲載されているQRコードを読み取る事で危機管理の情報をもらえることについて、もっとPRしてくださらないかと思っています。 例えば資料3-1の6ページにある、防災情報メールのQRコードを読み取って登録していただければ、危機管理に関するメールが来ます。
部会長	ありがとうございます。あるもの、既に作っているものをしっかりと活用してもらえるように、これも周知していくということが大事だということだと思います。ありがとうございます。 では次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。 次は29条について、事務局説明をお願いいたします。
【③第29条について】	
事務局	第29条について、資料7に基づき説明。 （他の機関との連携について ③第29条 委員からの意見、質疑・応答）
部会長	他機関との連携ということで、大阪府内の他市町村や近隣市町村と一緒に仕事をしている事例を資料7でまとめていただきました。説明にもあった通り、阪南市単独でその仕事をするよりも近隣市と一緒に取り組んだ方が、効率的に仕事出来るだろうということ。またそれとも関係するのですが、広域で行った方が専門性を持てるというようなものについては連携して取り組むというのが広がってきているということがわかんと思います。 この資料及び第29条に関して、何かご質問、ご指摘はありますでしょうか。
委員	火葬場は、阪南市と泉南市の共立ですよ。
事務局	火葬場自体も老朽化していたところもあったので、施設の建替なども含めると2市で1つの火葬場を共有して持っている方がお互いのためになるのではという話し合いをして、協議を進めた上で新しい火葬場が出来ているという事になります。
部会長	自治体によっては、なかなかお互いの言い分とか損得が調整できずに失敗したという話も聞いたりします。上手くいけばみんなにとってWin-Winになる。そういう事例かなと思います。 他、何か気になるところありますか。
事務局	広域行政は、これからどんどん進めていかざるをえないような状況になるのではないかなと思っています。清掃も消防も特に清掃はそうなのですが、やはり何年かに1回は建替の話が出てきたりしますので、その時に単独でやるというのはなかなか厳しい話になってきます。そのため、それを少し広域で考えていければと思っています。 市としても、泉州や堺市以南など各市町が集まる中で、何か広域でやっていくことあるか議論をしているところです。
部会長	そのような話し合いを定期的実施していただいて、必要があれば検討が出来るようにしていただきたいですね。 連携する市に皆メリットがあるような形で取り組みを進めていけたらいいですよ。 もし何か後で思いついたことがあったらご指摘お願いします。 次で最後になります。第30条と第31条の2つを一緒に進めたいと思います。事務局説明をお願いします。
【④第30条、第31条】	
事務局	第30条、第31条について、資料8、9に基づき説明。 （条例の推進、その見直し ④第30条、31条 委員からの意見、質疑・応答）

部会長	ありがとうございました。 第30条は条例を推進するということで、市長はこの条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ることと私達が行っている委員会を設置しなさいというようなことが規定されています。 この第30条に基づいて、阪南市自治基本条例推進委員会を設置し今は6期目ですが、第5期まで色々議論してきたことについて資料8でまとめていただいています。それぞれ各期の主な取り組み内容、検討内容があり、これも事務局から説明いただいた通りです。 第5期は協働の指針の作成と作成するための答申を提出しました。第4期は住民投票条例の案を作るにあたり、重要な項目について推進委員会で議論をしたという経験がございます。 第31条は条例の見直しということで、今私達が行っている検証がこれ当たるわけですが、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに条例の検証を行い、必要があれば見直しをしていくことが定められた条文となっています。 皆さん何かご質問やご指摘はありませんでしょうか。
委員	他の市町村はしっかり見直しをされているのでしょうか。
事務局	他の市町村もしっかりされていると思います。検証結果の報告、議論の経過やその結果をホームページに掲載しておられる市町村もあります。中には、ホームページを調べても出てこないところもあったりもしました。 しかし、どこの市の条例も見直しの定義を入れているところが大半でした。
部会長	部会で色々議論をするということで、テーマ等は生じるのですが、条例の内容そして取組状況を確認し、現在の状況にアップデートするという意味でも第31条は大事だと思っています。
委員	自治基本条例は大事な条例であることが分かりました。ただ、これは内容が難しくどのように活かされているのか、具体的に役に立った事はあるのかなと思いました。
事務局	自治基本条例は基本的な理念となっているので、他の条例もこの自治基本条例をベースに、考え方や理念、原則を考慮しそれぞれの条例が策定されています。各々の条例に基づいて事業が行われるということは、当然、自治基本条例に基づいた事業が行われているという解釈となります。これは、あくまで理屈上はこのようになるということです。
委員	そうやって活かしてもらえたら一番嬉しいなと思います。私がずっと一番関心のあるのは住民投票です。 万が一のときに、今ではきっちり条例が出来ているから、実施しようと思ったら出来るのでよかったなあとは思っています。
部会長	もちろん、住民投票条例もとても重要だと思うのですが、5期で議論した協働の指針も市と市民と関連する様々な主体が協働を進めていく上で、このようなルールでいきたいと思います。これを皆で考えたと思うのですが、この指針はどうなっていますか。
事務局	答申を受けてから、この指針が市として完成して出来たかということ、まだ出来てはいないです。市の内部的な事情であって、協働という考え方に加えて総合計画の方では共創、共に創っていくという考え方が新たに生まれてきているところになります。それを踏まえて、今、市の中で協働の指針のあり方というところを、少しどうしようかなと考えているところです。指針を作らないというわけではなく、作るにあたって今、考えているところになっていきますので、決して皆様にご議論いただいたところの議論が無駄になっているということではない事をご理解いただければと思います。
部会長	急げばいいというわけではないという事はもちろんなのですが、答申を提出して少し月日が経過しているので、早く形になってみんながそれを見て、活動を一緒に出来るようなものになったらいいなというふうに思っています。 では、いかがでしょうか。
委員	なぜ条例の見直しの期間が5年なのでしょう。10年でもいいのに、なぜ5年なのでしょう。10年は少し長いですかね。 また他の市町村も5年になっているのはなぜでしょうか。
事務局	他市町村を見比べた時に5年が多かったのが理由の1つです。やはり10年となった時には長すぎるので、社会情勢が変わっていくことなど間を取ると、これぐらいがベターではないかということで、5年という形で定めているというところなんです。 これは当然、今回の見直しの作業の中で、5年は長過ぎるのではないのかみたいな話も出てきて、推進委員会としてこれを3年ではないかという判断を行っていくことも考えられます。それがこの検証部会の条例の見直しの作業の1つかなと思っています。
部会長	期間を短くするのも長くするのも、議論としてはよくないということですよ。あまり短くすると、この開催状況を見ていただいたら分かると思うのですが、每期ごとにずっと検証作業をするということになります。実施することは可能だとは思いますが、あまり状況が変わっていないよということになったりもするので、一定の間が空いていてもいいかなと私自身は思います。 あと、超えない期間ごとになっているので、何か大きな問題があった場合は、例えば2期と3期両方に関連した検証という改善提案をしています。そういうふうに柔軟に対応することも可能であるということです。
部会長	他に何かお気づきの点はないですか。ありがとうございます。 これで一通り各条文の確認が終わりました。今日いただいたご意見ご質問を踏まえましても、新たな取組を検討したり、条文を変えた方がよいのではというご提案はなかったと思いますので、第27条から第31条まで全て検証結果は1ということで現時点ではまとめておきたいと思っています。ありがとうございました。 では、次第の4全体の振り返りについて事務局より説明をお願いします。

【全体の振り返り（前文、第1条、第3～6条、第8～9条）】	
事務局	全体の振り返りについて、参考資料に基づき説明。
（全体の振り返り 前文 委員からの意見、質疑・応答）	
部会長	事務局から説明がありました通り、各個別の条文で検証しなかったものについて、一通り確認をしようということです。順にご意見はないか確認していきたいと思います。 まずは前文です。これはこの自治基本条例策定の時に携わった市民の方の思いが沢山詰まっている条文になっているものです。何か文言の変更、表現の見直し、追加をした方がいいということがあれば、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。
部会長	「一方、」の後に書かれている「地方分権が進むこれからの時代は・・・」という部分について少し表現がずれているかもしれませんね。
事務局	策定当時の解説では、平成12年の地方分権一括法があり、こちらを受け今後地方分権を進めていくということを背景に、平成21年に前文を作成しているということです。そこから考えると、もう20年は地方分権が進んできているということになります。
部会長	この一文どうするかは要検討かもしれません。 その後の「私達は、今日までの市民参画をさらに発展させ」や「行政主導から市民主導で大きく転換」というのはおそらく変わらない文章かなと思います。 全文について少し見直す余地はあるかもしれません。どう直すのかはわからないのですが。そのような指摘でもいいですか。
事務局	部会の中でこのように修正すればどうか、という案を作成できればベストかもしれません。ただ、限られた時間の中でそれを出すのは難しかったり、検証に対する資料が必要だったりすることが十分考えられると思います。 現時点では推進委員会に向けて、部会では少しこの辺が気になりましたとご報告をして、推進委員会で議論いただくのも1つ手法ではあるのかなと思いました。
部会長	まず時代背景のことだと思うので、一定期間ごとにアップデートしておかないと、後で読むと、少し時代にそぐわないと思う人がいるかもしれないですね。他に何か気になるところはないですか。
委員	代替案は無くてもいいということなので、この辺の言葉はどうなのかなというようなご指摘でも構いません。前文については、これでよろしいですか。
事務局	総合計画の概要版の3ページに共創と協働というのが書いてありますよね。前文のところにも創造性を活かしか色々書いてありますが、共創という言葉がこの前文の中との関連で何かあるのでしょうか。
事務局	協働という言葉がどこまで浸透するのか、今はまだ総合計画を策定したばかりですので。ただ、阪南市として定義的には、共創という言葉を広めていきたいというのがありますが、やはり協働の中で解釈できるのか。共創という言葉も入れていくのかということところは逆に、委員会のご意見をお聞きしたいかなと思っています。
委員	もう少しこの共創と協働を書いている文章を教えてくださいませんか。
事務局	協働をどう捉えるかということがあると思うのですが、協働という概念はどちらかといえば、できたものを一緒に取り組むというようなイメージ、すなわちパートナーシップ的なイメージが強くなってきました。 それも必要なのですが、我々が考えているのは、何を計画するかということから一緒に考えていくようなパートナーを求めていくというイメージで、共創という言葉を使わせていただいています。
委員	よくわかりました。今、現状のところと一緒にやっていくということではなく、一緒に良いものを作り上げていくという段階からという意味ですね。
事務局	ただ、我々も議論の中でも協働が良いのではないかという議論もあったが、市民が今後向いていく方向として、一緒に作り上げていくという取組は区別しておかなければとなりました。ここでコ・クリエーションといって一緒に創造していくという意味で記載しているのですが、この部分をやはりやっていきたいなという思いもあり、このような表現を入れさせていただいています。 解釈の中で、共創も含めて市民協働というような解釈を条文の中ではしておくということもあろうかなと思います。
委員	仰っている意味は良く分かりました。
部会長	今の説明であれば、条文の変更というよりは、共創という言葉について、解説文のところに少し盛り込んで説明を入れたらどうかというような提案を私達から出来るという事ですね。提案した方がいいような気がします。 条文に解説を付けているのであえて補足しておいた方が、自治基本条例と総合計画での共創の関係が、より理解しやすいということが言えそうですね。ご説明ありがとうございました。 前文について何かご意見があったら、後からでもいいのでぜひおっしゃってください。 それでは次の条文に進みたいと思います。

(全体の振り返り 第1条、第3～6条、第8～9条 委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	次に第1条の目的ですが、これについてはどうでしょうか。あまり目的が頻繁に変わるものではないかなと思うのですが。自治を確立することが目的であるということですね。すみません。少し飛ばし気味でいきますが何かあったらお声掛けください。 次が第3条から第6条までです。基本理念、参画及び協働の原則。ここでも協働が出てきます。第6条が情報共有の原則ということです。 定義や理念、原則に関わることで、条文自体がどうこうということはあまりないかなと思っています。また第5条から第6条の具体的な運用の状況については別途検証しているということで、今回この条文だけを見ての検証というのはあえてしなかったということになります。定義とかは基本のところなので、頻繁に変わるものではないかなという話です。 第8条と第9条も市民の権利、市民の責務というところですので、あまり変更や検証する必要はないかなということで、各条の検証時には省いておりました。 何か気になるところとか、これを付け足した方がいいのではないかとか、ご指摘いただいたらと思うのですがいかがでしょうか。
委員	目的の部分で気になったのが、最後の「自治を確立することを目的とする」というところなのですが。 今現在、確立されてないという考えであるから確立するということなのか。それとも永続的に確立し続けるのか少し気になりました。
事務局	解説では、自治という部分について、自分達で責任を持って自分達が住んでいる市全体又はその地域をそれぞれ運営していくことを規定しています。 その自治を確立することを目的とするというのは、地域をずっと運営していくというのは終わりが無い話になるかと思っています。ここまで来たらもうおしまいではなく、自分達が住んでいる地域は住み続ける以上ずっと運営を続けていくということを考えているので永続的な考え方となります。
部会長	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 全体の振り返りについては、今少し私が言いました、前文の現状のところの文章をどうするかという話と、共創についてどのように盛り込んでいくのか。今日は条文を変更するというよりは、解説文を少し工夫するような提案をしたいと思うのですが、それでよろしいですかね。 では、これで一通り、今日予定していた議事が終わったということになります。 最後に、次第5のその他について、事務局より説明をお願いします。
【その他について】	
事務局	その他について、次回の日程について説明。
部会長	今、事務局から説明があった通り、19日の推進委員会では、これまで部会で議論した内容というのを、推進委員会の委員全員にご報告することになります。もちろん、報告自体は部会の私が行うのですが、その後に色々議論をする時間がありますので、上手く言い切れなかった事や今日帰って気づいた事等がありましたら、推進委員会の場でもご意見いただければと思いますので、その時はよろしくお願いいたします。 では司会にお返しいたします。
司会	ありがとうございました。それでは第6期の阪南市自治基本条例推進委員会の第6回の検討部会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。